

暖かい日差しの午後、「はい、こちら企業の労働110番です」。電話

の主は、製造業を営む社長でした。「地震などにより工場に大きな被害が発生した



「ちがう企業の労働110番」です

(一社)名北労働基準協会 労働保険部

特定社会保険労務士 大西 真由美

災害時の復旧作業等の緊急対応時における時間外労働・休日労働

災害時の復旧作業等の緊急対応について、その場で時間外・休日労働を指示せざるを得ないことがあります。この場合、事後に行政官庁の許可を受けることで、法定の労働時間を超えて、あるいは法定休日に労働させることができます。

「事態急迫のため行政官庁の許可を受ける暇がない場合」には、事後に遅滞なく届け出ることにより、行政官庁が適当と認めた範囲で時間外・休日労働が適法とされることがあります。



労基法第33条により例外的に時間外・休日労働ができる場合の解釈として「災害等による臨時労働等に係る許可」ができます。

基準」(昭和22年9月13日発基第17号ほか)

ご相談では地震等についての復旧作業になるかと思われますが、上記③に該当する場合であれば、36協定の上限を超えることが懸念されるとしても

予見される部分的な修理、定期的な保安は認めないことについては、他の事業所からの協力要請に応じる場合においても、人命または公益の確保のために協力要請に応じる場合や協力要請に応じないことで事業運営が不可能となる場合には認めることになります。(基監発0607第1号令和元年6月7日参照)。

時に、緊急対応するための時間外労働等について、当社が過半数労働者と協定している36協定の上限を超えることを懸念して、頂けませんか」との教

り、「災害その他避けることのできない事由」がないのに時間外・休日労働をさせたすべての時間について、また、「災害その他避けることのできない事由」があつても「必要の限度」を超えて時間外・休日労働を

労基法第33条の条文より、「災害その他避けることのできない事由」による場合に臨時の場合に行政官庁から許可を受け行う場合の第33条を規定しています。

第36条のほか、災害等による時間外・休日労働をさせる例外規定として、労使協定の締結および届出による場合の第36条のほか、災害等による時間外・休日労働をさせること。

①単なる業務の繁忙その他これに準ずる経営上の必要は認めないこと

②地震、津波、風水害、雪害、爆発、火災等の災害への対応、急病への対応その他の人命または公衆を保護するための必要は認められること

③事業の運営を不可能ならしめるような突発的な機械・設備の故障の修理、保安やシステム障害の復旧は認めるが、通常

万が一の時も、緊急対応時の時間外労働や休日労働をさせた場合の時間管理は、忘れずに記録しないといけません。

イラスト・木村武司